

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1
株式会社 北川鉄工所
代表取締役社長 北川 祐 治

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県府中市元町77番地の1
当社本店事務所4階ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第99期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 後記の事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.kiw.co.jp/>) にて修正後の内容をご案内いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年の前半は、米国のサブプライムローンに端を発した金融情勢の悪化、原油・穀物・鉄鉱石など原材料価格の高騰にともなう物価上昇の影響を受け、景気の減速傾向が強まりました。年の後半には、世界的な金融危機が深刻化するなか急速な株価の下落と円高の同時進行が实体经济に大きな影響を与え、製造業を中心に輸出が急激に減少するなど景気は更に減速状況で推移し、企業が設備投資を見合わせるなど厳しい状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループは販売拡大への継続的な取組みとして海外販売拠点の強化充実に努めるとともに原材料費高騰に対応した販売価格の見直しを進め、年の後半には社内で緊急事態を宣言し、成長分野へ資源を集中するとともに、全ての面でコスト削減、内製化などによる社外流出コストの抑制を進め、売上の確保と損益分岐点を引下げる施策を進めてまいりました。

しかしながら、年の後半の大幅な景気の落ち込みが大きく影響し、その結果、当連結会計年度はグループ全体で、売上高 43,571百万円（前期比 21.3%減）、営業損失 605百万円（前期営業利益 2,740百万円）、経常損失 991百万円（前期経常利益 2,730百万円）となりました。

また、当社が保有するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理計画に目処がついたことからその処理費を環境対策引当金繰入額として当連結会計年度に計上しました結果、当期純損失は 2,476百万円（前期純利益 1,254百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

[金属素形材事業]

金属素形材事業の主要顧客である建設機械や農業機械部品メーカーからの受注は低迷し、自動車メーカーも秋以降急激な生産調整に入り、受注量は大幅に減少いたしました。

その結果、年の前半には東京工場の設備増強に対応した新規受注もあり、増収となっていましたが、年の後半の受注量減少を受け年間売上高は減少しました。

また、原材料価格の高騰にともなう販売価格の見直しを行いました。東京

工場、福山工場新設にともなう減価償却費の負担増の影響や、秋以降に原材料のスクラップ価格が急激に下がったことに合わせて販売価格の見直しをせざるを得なかったことにより、収益状況は厳しい状況で推移いたしました。

その結果、当事業の売上高は16,655百万円（前年同期比 14.9%減）、営業損失 1,376百万円（前期営業利益 166百万円）となりました。

〔工機事業〕

（社）日本工作機械工業会の発表によりますと、平成20年の工作機械受注額は前年比18%減の1兆3011億円と6年ぶりに前年からマイナスとなったものの5年連続で1兆円を超える高い水準を維持しました。しかし世界的な金融危機が深刻化した後、昨年10月からは急降下し、12月は368億円（前年同月比71.8%減）と急激に落ち込みました。

このような状況のなか、工機事業にあっては、年の前半は主力商品であります旋盤用パワーチャック、回転シリンダの売上が減少傾向に転じ、年の後半から工作機械メーカー各社の在庫調整にともなう発注の急激な減少により、年間売上高は前期比29.5%減となりました。

海外市場についても航空機や医療器具の部品製造向けなどに一部需要があるものの、全般的には、国内市場同様に年の後半から急激に受注は落ち込み、海外での売上高は前期比33.8%減となりました。

その結果、当事業の売上高は9,801百万円（前期比 27.0%減）、営業利益 659百万円（前期比 73.0%減）となりました。

〔産業機械事業〕

公共事業が引続き減少するなか、金融市場の混乱が実体経済に影響を及ぼし、設備更新に対する意欲衰退ならびに資金調達の困難さが増したこともあって、依然として土木建設業界を取巻く市場環境は厳しい状況が続き、コンクリートプラント及び関連設備の市場である生コン及びコンクリート製品業界も引続き厳しい状況で推移しました。

このような状況のなか、コンクリートプラント販売では、メンテナンスサービスに注力し、製品販売の落ち込みを部品修理などにてカバーし、収益を維持しました。

建設機械においては、首都圏を中心とした再開発などにより大型ビル建築用クレーンは好調でしたが、一般向けマンション用の小型建築用クレーンは昨年9月以降出荷が止まり厳しい状況が続きました。

環境関連設備は、産業廃棄物処理関連が全体経済活動の停滞にともない設備投資の抑制に入って延び悩んでおりますが、社会的要請に基づく製紙、鉄鋼大手の環境対策設備投資の後退はなく販路を拡大しました。

このような状況のなか、原材料の値上がりや品不足による原価高騰に早めに対処すべく、製品価格の見直し、調達が多様化、生産性の向上などをすすめ、収益の維持を行ってまいりました。

その結果、当事業の売上高は8,460百万円（前期比 23.6%減）、営業利益1,024百万円（前期比 19.7%減）となりました。

〔駐車場事業〕

国内建設市場を取巻く事業環境は、上半期は鋼材価格の高止まりによる建築コスト高が、建築主の投資意欲を削ぐ状況にありました。後半に入って、鋼材価格の下落傾向が見えたものの、急速な景気後退は建築主の本業の業績不振を招き、資金調達の困難化も相まって、新たな開発投資は見直しをせざるを得ない状況が窺えます。市場全体が縮小するなかで、引合い物件に対する競合他社との受注獲得競争もあり、依然として厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、鋼材価格の変動に見合う販売価格の見直しを行い、工事進捗に重点をおいた生産・調達・施工方法の改善、徹底したコスト削減を行うことによって収益の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業の売上高は 8,653百万円（前期比 23.1%減）、営業利益379百万円（前期比 43.6%増）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,745百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

福山工場 鋳物製造工場の新設（素形材部門）

東京工場 鋳物部品加工設備の増設（素形材部門）

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

本社工場 工作機器製造設備の増設（工機部門）

東京工場 鋳物部品加工設備の増設（素形材部門）

3 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、景気の減速傾向にともなう手許流動性を確保することを目的として金融機関から25億円を調達しております。

4 対処すべき課題

当社グループでは平成19年4月を起点とする3カ年の中期事業計画において「ブランド確立」、「人材育成」、「グループ経営強化」の3点を当社グループの直面する重点的課題としてとらえ、引き続き経営基盤の強化に努めてまいります。

また、経営環境の悪化は当面持続すると予想される状況において、当社グルー

プでは技術力・開発力を高めて、製造業としての確固たる存在感を構築し、収益の向上をはかることが緊急の課題であると認識しております。

さらに管理体制面では、激変する市場環境へ柔軟かつ迅速に対応できる強い組織力を確立するために機能別組織への改編を行い、あわせて取締役の経営意思決定の効率性とスピードアップならびにコーポレートガバナンスの充実を図っております。

5 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第96期 (平成18年3月期)	第97期 (平成19年3月期)	第98期 (平成20年3月期)	第99期(当連結会計年度) (平成21年3月期)
売上高(百万円)	44,537	49,361	55,343	43,571
営業利益(百万円)	2,207	1,887	2,740	△605
経常利益(百万円)	2,585	2,394	2,730	△991
当期純利益(百万円)	1,714	1,215	1,254	△2,476
1株当たり 当期純利益(円)	19.58	12.66	13.06	△25.80
総資産(百万円)	51,389	53,822	57,150	48,369
純資産(百万円)	20,364	23,211	24,097	19,920

(注) 1. 第97期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第96期 (平成18年3月期)	第97期 (平成19年3月期)	第98期 (平成20年3月期)	第99期(当期) (平成21年3月期)
売上高(百万円)	40,593	45,057	48,609	37,719
営業利益(百万円)	2,631	2,305	1,940	△1,231
経常利益(百万円)	2,778	2,462	1,768	△1,242
当期純利益(百万円)	1,954	1,380	535	△3,895
1株当たり 当期純利益(円)	22.39	14.38	5.57	△40.58
総資産(百万円)	49,657	52,584	54,416	46,351
純資産(百万円)	20,966	23,510	23,243	18,686

(注) 1. 第97期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

6 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成20年10月1日をもって、当社事業である「ユニットハウスレンタル・販売事業」を、株式会社ユニロックへ譲渡いたしました。

7 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

8 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

9 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北川冷機株式会社	70百万円	100.00%	鋳物製品等の加工
K&Kプラント株式会社	10百万円	100.00%	産業用機械の販売
株式会社北川製作所	40百万円	77.50%	工作機器等の加工
株式会社吉舎鉄工所	30百万円	50.00%	自動車用鋳物製品の製造
KITAKOコーポレーション株式会社	10百万円	100.00%	工作機械の製造販売
KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD.	1,260百万バーツ	100.00%	鋳鉄品及び鋳鉄機械加工品の製造販売

(注)1. K&Kプラント(株)は、平成20年9月5日に240百万円の有償減資を行なっております。

2. 当社と当社の連結子会社であるK&Kプラント(株)は、平成21年4月1日付で当社を存続会社、K&Kプラント(株)を消滅会社とした吸収合併を行なっております。

本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びK&Kプラント(株)において、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

11 主要な事業セグメント

次に掲げた商品の製造販売を主な事業といたしております。

金属素形材事業……生型機械鋳造・ロストワックス精密鋳造・消失模型鋳造
金属粉末射出成型焼結の製法により製造する自動車部品
各種機械部品

工 機 事 業……旋盤用チャック・油圧回転シリンダ
 NC円テーブル・パワーバイス・NC旋盤
 産 業 機 械 事 業……コンクリートプラント・コンクリートミキサ
 建築用ジブクレーン（ビルマン）
 環境関連設備及びリサイクルプラント
 駐 車 場 事 業……自走式立体駐車場（アスペル）

12 主要拠点等

当 社 本 社 広島県府中市元町77番地の1
 国内生産拠点 当社工場（広島県、埼玉県、和歌山県）、北川冷機(株)（広島県）、(株)北川製作所（広島県）、(株)吉舎鉄工所（広島県）
 国内販売拠点 当社営業所（広島県、宮城県、東京都、埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）、K&Kプラント(株)（広島県、宮城県、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県）
 海外生産拠点 KITAKOコーポレーション(株)（広島県、東京都、愛知県）
 海外販売拠点 KITAGAWA（THAILAND）CO.,LTD.（タイ国）
 KITAGAWA EUROPE LTD.（英国）、
 KITAGAWA（THAILAND）CO.,LTD.（タイ国）
 KITAGAWA-NORTHTECH INC.（北米）

13 使用人の状況

(1) 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
1,607 名	68 名減

(2) 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
956 名	16 名増	41.8 歳	16.5 年

14 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 広 島 銀 行	8,258 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,500
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,300

II 会社の株式に関する事項

- 1 発行可能株式総数 普通株式 308,000,000株
- 2 発行済株式の総数 普通株式 96,508,030株 (自己株式 576,919株を含む)
- 3 株主数 18,215名 (前期比 955名減)
- 4 大株主

株主名	持株数
株式会社広島銀行	4,460 千株
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	4,053
北川鉄工所みのり会	3,747
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,060
みずほ信託銀行株式会社	2,300
朝日生命保険相互会社	1,713
株式会社損害保険ジャパン	1,620
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,520
北川鉄工所自社株投資会	1,300
株式会社みずほ銀行	1,275

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
北川 一也	代表取締役会長	株式会社北川製作所代表取締役社長 株式会社ケーブルジョイ代表取締役会長
北川 祐治	代表取締役社長	KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役会長 北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社ケーブルジョイ代表取締役社長
北川 宏	代表取締役専務（素形材事業部長）	株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長
安藤 攻	常務取締役（産業機械事業部長）	
渡辺 純夫	常務取締役（生産本部長）	KITAKOコーポレーション株式会社代表取締役社長
福永喜久男	取締役	K&Kプラント株式会社代表取締役社長
高橋 正義	取締役（経営管理担当兼総務部長）	
北川日出夫	取締役（工機事業部長）	
佐藤 靖	取締役（立体駐車場事業部長）	
神田 芳明	取締役	KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長
矢田 正美	取締役（開発本部長兼企画室長）	
小川 民益	取締役（東京支店長）	
河村 光二	常勤監査役	
武田 康裕	監査役	株式会社センシンBPI研究所代表取締役社長
内田 雅敏	監査役	北川精機株式会社代表取締役専務

- (注) 1. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 北川一也は平成21年3月31日付で辞任し、平成21年4月1日付で、名誉会長に就任しております。
3. 渡辺純夫、高橋正義、神田芳明、矢田正美の4氏は平成21年3月31日付で辞任しております。

2 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の額
取締役	12名	255百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	19百万円 (19百万円)
合計	16名	275百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額500百万円以内と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。
4. 監査役の報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。
5. 上記表の報酬のほか、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給額総額378百万円(取締役12名 363百万円、監査役2名 14百万円(うち社外監査役2名 14百万円))は、それぞれの退任時に支給いたします。なお、当該金額の378百万円は、第97期から未払金として計上しております。
これに基づき上記表の報酬のほか、当期中に退任した監査役(社外監査役)1名に対し12百万円の退職慰労金を支給しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 取締役

現在当社に社外取締役はおりません。

(2) 監査役

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

河村光二氏は社外監査役であり、株式会社広島銀行の使用人であります。株式会社広島銀行は当社の主要取引銀行であります。

武田康裕氏は社外監査役であり、株式会社センシンBPI研究所代表取締役社長であります。株式会社センシンBPI研究所と当社との間に利害関係はありません。

内田雅敏氏は社外監査役であり、北川精機株式会社代表取締役専務であります。北川精機株式会社と当社との間に利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役河村光二氏は、監査役就任後に開催した取締役会12回の全てに出席し、また、監査役就任後に開催した監査役会5回の全てに出席しました。

監査役武田康裕氏は、当期開催した取締役会16回のうち15回に出席し、また、当期開催した監査役会7回の全てに出席しました。

監査役内田雅敏氏は、当期開催した取締役会16回のうち14回に出席し、また、当期開催した監査役会7回の全てに出席しました。

各監査役は、審議内容に対し意見・質問等の発言を適宜行ないました。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円
- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
48百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO., LTD. については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

VI 業務の適正を確保するための体制

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び従業員の行動規範としてキタガワ企業行動憲章（キタガワ・ビジネス・プリンシプル）及びキタガワ自主行動基準（キタガワ・ビジネス・ガイドライン）を定め、これを遵守する。
- (2) 取締役会については取締役会規程が定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図ると共に、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象になっている。
- (3) 社長を委員長とする内部統制委員会を設置して、内部統制システムの構築、維持、向上を推進すると共に、その下部組織としてコンプライアンス委員会を組織して、体制の整備及び維持を図る。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると共に、遅滞なく取締役会に

て報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程及び事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。

- (5) 当社は相談通報体制を設け、取締役、従業員が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、監査役、顧問弁護士または税理士に通報しなければならないこととする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができる。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、反社会的勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。また情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

3 損失の危険に関する規定その他の体制

当社を取り巻くリスクとして、経営環境動向、法律対応、製品品質、販売及び調達価格、海外取引、天災事変等、さまざまな事業上のリスクが想定される。

全取締役を委員とするリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理にあたり、業務執行に係るリスクを認識するために、各事業部門ごとにリスク管理委員会をもうける。部門ごとのリスク管理委員会は事業部長を委員長とし、その下にリスクの管理責任者を定める。総体的な経営リスクについては、各部門会議、取締役会、経営会議にて分析対応を検討し管理する。不測の事態が発生したときは社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含んだアドバイザーチームを組織して迅速に対応し、損害の発生防止及びその極小化に万全を図る。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を招集する。また、原則毎週常務以上のマネジメントチームミーティングを行い、当面の課題事項の議論をするほか、毎月1回は取締役事業部長をくわえた拡大ミーティングを行なって緊急事案の決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5 当社企業グループ（当社及び関係会社）における業務の適正を確保するための体制

当社の企業グループ各社は、キタガワ企業ビジョンを共有し、すべての企業グループに適用するキタガワ企業行動憲章（キタガワ・ビジネス・プリンシプ

ル)及びキタガワ自主行動基準(キタガワ・ビジネス・ガイドライン)をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営を行う。

グループ会社が参加する経営会議を年2回開催し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の取締役会においてもグループ各社の状況把握と対策を協議する。

グループ各社には各社社長をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、本社コンプライアンス委員会は各社のコンプライアンス担当者に指導、指示を行う。

6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

当社には、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、監査役から要請があった場合は、直ちに監査役業務補助のために監査役補助者を任命することとし、その人事については監査役会と取締役会との協議により行う。

7 監査役への報告体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役及び従業員は、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、法令に従い直ちに監査役に報告する。また監査役はいつでも必要に応じて取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

また、監査役は、取締役会はもとより経営会議をはじめ全ての重要会議に自由に出席して、意思決定の過程及び業務の進捗状況を把握すると共に、状況の説明を求めることができる。

VII 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決議するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)を決議し、平成20年6月27日開催の当社第98期定時株主総会における第2号議案および第4号議案により、本プランの導入が決議されました。その内容は以下のとおりであります。

1 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体的意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供

しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあります。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、より多くの投資家の皆さまに末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記（ア）の経営理念を掲げ、下記（イ）の中期構想を実践しております。また、これらと並行して、下記（ウ）のとおり、コーポレートガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

(ア) 当社グループの経営理念

当社グループは、2001年に、KITAGAWA DecadePlan2011を2011年までの10カ年にわたる長期事業構想として発表しました。これは“事業目標”、“企業ビジョン”、“事業ビジョン”で構成され、企業ビジョンは4つの価値観から成り立つものであり当社グループの企業価値の源泉としているものです。

- ①お客様第一主義（お客様の喜びを我々の喜びとする）
- ②素直な心と勇氣（素直な心を尊び勇氣ある行動を敬う）
- ③社員満足（自立した活力あるリーダーを育成する）
- ④イノベーション（技術を誇り未知なる世界に挑戦する）

(イ) 中期事業計画

2007年7月に発表した“KITAGAWA MID100Plan”を、2007年4月（第98期）から2010年3月（第100期）までの3カ年の中期事業計画として現在進めています。このPlanの重要課題として、次の3つを共通のテーマとして、展開しています。

- ①KITAGAWA ブランドの構築
- ②人材育成
- ③グループ経営の強化

(ウ) コーポレートガバナンスの整備

①行動規範

当社では、コンプライアンスの基本として、取締役をはじめ従業員に対し、行動規範としてキタガワ企業行動憲章（キタガワ・ビジネス・プリンシプル）およびキタガワ自主行動基準（キタガワ・ビジネス・ガイドライン）を定め、これをグループ全体で遵守しています。

②経営機構

取締役会規程を定め、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図ると共に、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止しています。また、当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、監査役の監査対象としています。

③内部統制システム

キタガワグループ全体の企業活動の適正を確保する体制として、社長を委員長とした全取締役で構成する内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進すると共に、下部組織としてコンプライアンス委員会を組織し、体制の整備および維持を図っています。

さらに、同構成によるリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理を行っています。特に、内部統制には推進組織を設けて、規定、規則、標準等決められたことは厳しく守る風土作りを小まめに築き上げる活動を進めています。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

(ア) 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされ、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(イ) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（当社株式等の所有者及びその共同所有者または当社株式等の買付け等を行なう者及びその特別関係者）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行なう者を「大規模買付者」といいます。）とします。

(ウ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役

会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとし、

(エ) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

①大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

②大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記①(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストにしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

(a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

(b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）

(c) 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

(d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

(e) 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(f) 当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろうまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を開示いたします。

③ 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④ 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該

基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議にしたがうものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

⑤大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(オ) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として後述(ク)に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案お

よび当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記①で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

(a) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(b) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

(c) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合

(d) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

(e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

(g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

(h) 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

③対抗措置発動の停止等について

上記①または②において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができます。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(カ) 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

①大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記(オ)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生

じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(キ) 本プランの有効期限等

本プランは、平成20年6月27日に開催しました当社定時株主総会終結の時より効力を発生し、その有効期限は平成23年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。なお、本プランの継続については3年毎開催される定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとします。

ただし、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

(ク) 新株予約権無償割当の概要

①新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権

1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

④各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

⑤新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記⑥の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

3 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記2(2)(ア)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様の

ご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成20年6月27日開催の当社第98期定時株主総会において、株主の皆様のご意思をご確認させていただきましたことから、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記2(2)(オ)「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を2年としておりますが、期差任期制を採用していません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,254	流動負債	16,417
現金及び預金	10,510	支払手形及び買掛金	6,115
受取手形及び売掛金	11,229	短期借入金	5,708
商品及び製品	3,089	1年以内に返済予定の長期借入金	1,900
仕掛品	2,030	リース債務	28
原材料及び貯蔵品	859	未払法人税等	211
繰延税金資産	111	賞与引当金	233
その他	564	その他	2,222
貸倒引当金	△140	固定負債	12,031
固定資産	20,115	長期借入金	8,100
有形固定資産	16,374	リース債務	148
建物及び構築物	3,451	繰延税金負債	26
機械装置及び運搬具	8,764	退職給付引当金	2,659
土地	3,454	環境対策引当金	971
リース資産	169	その他	127
建設仮勘定	221	負債合計	28,449
その他	311	(純資産の部)	
無形固定資産	362	株主資本	19,924
投資その他の資産	3,377	資本金	8,640
投資有価証券	1,544	資本剰余金	5,090
繰延税金資産	275	利益剰余金	6,305
その他	1,798	自己株式	△111
貸倒引当金	△239	評価・換算差額等	△83
		その他有価証券評価差額金	117
		為替換算調整勘定	△201
		少数株主持分	79
		純資産合計	19,920
資産合計	48,369	負債及び純資産合計	48,369

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		43,571
売上原価		38,520
売上総利益		5,050
販売費及び一般管理費		5,656
営業損失		605
営業外収益		342
受取利息	71	
受取配当金	45	
不動産賃貸料	55	
スクラップ売却益	67	
その他	102	
営業外費用		728
支払利息	234	
持分法による投資損失	11	
売却引損	20	
為替差損	454	
その他	7	
経常損失		991
特別利益		929
貸倒引当金戻入額	52	
訴訟損失引当金戻入額	7	
助成金収入	869	
特別損失		1,744
固定資産除却損	30	
減損損失	105	
投資有価証券評価損	450	
出資金売却損	51	
貸倒損	80	
債務保証損失	21	
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	2	
厚生年金基金脱退損失	30	
環境対策引当金繰入額	971	
税金等調整前当期純損失		1,807
法人税、住民税及び事業税		308
過年度法人税等		75
法人税等調整額		310
少数株主損失		24
当期純損失		2,476

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	8,640	5,090	9,283	△96	22,917
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減			△21		△21
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△480		△480
当 期 純 損 失			2,476		2,476
自 己 株 式 の 取 得				△14	△14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			△2,956	△14	△2,971
当 期 末 残 高	8,640	5,090	6,305	△111	19,924

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前 期 末 残 高	285	790	1,076	103	24,097
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減					△21
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△480
当 期 純 損 失					2,476
自 己 株 式 の 取 得					△14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△168	△991	△1,159	△24	△1,184
当 期 変 動 額 合 計	△168	△991	△1,159	△24	△4,155
当 期 末 残 高	117	△201	△83	79	19,920

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社 6社

北川冷機(株)、K&Kプラント(株)、(株)北川製作所、(株)吉舎鉄工所、
KITAKOコーポレーション(株)、KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD.

なお、K&Kプラント(株)は、平成21年4月1日付で当社に吸収合併しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 4社

(株)ケーブル・ジョイ、KITAGAWA EUROPE LTD.、
KITAGAWA SALES (THAILAND) CO., LTD. KITAGAWA-NORTHTECH INC.

なお、当連結会計年度において、KITAGAWA SALES (THAILAND) CO., LTD. は、当社連結子会社 KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD. に営業を譲渡し清算しております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

<u>会社名</u>	<u>決算日</u>
(株)吉舎鉄工所	1月20日
KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、金属素形材事業は、主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。

これに伴い、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失は、それぞれ59百万円増加しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～12年

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置について、従来、耐用年数を3～15年としておりましたが、当連結会計年度より3～12年に変更しております。

これに伴い、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ120百万円増加しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残存保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は、特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

環境対策引当金

当社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、処理費用見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務

ヘッジ方針

外貨建債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5 連結子会社の資産及び負債の評価

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、当連結貸借対照表については、利益剰余金が21百万円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

2 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益への影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	26,246百万円
2	担保に供している資産及び担保に係る債務	
	(1) 担保に供している資産	
	建物	748百万円
	機械装置及び運搬具	964百万円
	土地	714百万円
	計	2,428百万円
	(2) 担保に係る債務	
	長期借入金	4,180百万円
3	保証債務	
	連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	
	(株)ケーブル・ジョイ	70百万円
	連結会社以外の会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。	
	(株)平成興業	15百万円
4	受取手形裏書譲渡高	25百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

種類	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
普通株式	96,508	—	—	96,508
合計	96,508	—	—	96,508

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	480百万円	5円	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	191百万円	利益剰余金	2円	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	206円	82銭
1株当たり当期純損失	25円	80銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,206	流動負債	15,735
現金及び預金	9,248	支払手形	4,488
受取手形	5,319	掛金	1,481
売掛金	5,600	短期借入金	5,650
商品及び製品	3,019	1年以内に返済予定の借入金	1,900
仕掛金	1,760	長期借入金	16
原材料及び貯蔵品	731	未払金	1,007
前払費用	45	未払消費税	237
繰延税金資産	17	未払法人税等	9
未収入金	71	未払消費税	205
貸倒引当金	494	前受り	108
	10	前受り	102
	△113	前受り	2
固定資産	20,145	賞与引当金	189
有形固定資産	14,442	設備関係支払手形	335
建物	2,776	固定負債	11,930
構築物	232	長期借入金	8,100
機械及び装置	7,568	長期借入金	113
車両運搬具	40	退職給付引当金	2,318
工具、器具及び備品	289	関係会社事業損失引当金	300
土地	3,197	環境対策引当金	971
リース資産	124	その他	127
建設仮勘定	212	負債合計	27,665
無形固定資産	360	(純資産の部)	
借地権	258	株主資本	18,568
ソフトウェア	87	資本	8,640
その他	14	資本剰余金	5,086
投資その他の資産	5,342	資本準備金	5,080
投資有価証券	1,436	その他資本剰余金	5
関係会社株	2,983	利益剰余金	4,953
出資	2	利益準備金	997
長期貸付金	38	その他利益剰余金	3,955
従業員長期貸付金	1	圧縮記帳積立金	472
関係会社長期貸付金	1,388	別途積立金	3,700
破産更生債権等	100	繰越利益剰余金	△217
長期前払費用	7	自己株	△111
前払年金費用	913	評価・換算差額等	117
繰延税金資産	218	その他有価証券	117
その他	215	評価差額	
投資損失引当金	△1,228	純資産合計	18,686
貸倒引当金	△734	負債及び純資産合計	46,351
資産合計	46,351		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	37,719
売上原価	34,575
売上総利益	3,144
販売費及び一般管理費	4,375
営業損失	1,231
営業外収益	495
受取利息	80
受取配当金	76
不動産賃貸料	115
クラブ売却益	63
その他	159
営業外費用	506
支払利息	235
売上替割引	20
為替差損	244
その他	6
経常損失	1,242
特別利益	1,012
関係会社減資戻入額	38
貸倒引当金戻入額	97
訴訟損失引当金戻入額	7
助成金収入	869
特別損失	3,262
固定資産除却損	29
減損	105
投資有価証券評価損	450
関係会社株式評価損	10
関係会社整理損	11
出資金売却損	51
貸倒損	80
債務保証損	21
投資損失引当金繰入額	1,228
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	2
関係会社事業損失引当金繰入額	300
環境対策引当金繰入額	971
税引前当期純損失	3,492
法人税、住民税及び事業税	19
過年度法人税等	75
法人税等調整額	307
当期純損失	3,895

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金		
					圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
前 期 末 残 高	8,640	5,080	5	997	214	3,700	4,416
当 期 変 動 額							
圧縮記帳積立金の積立					262		△262
圧縮記帳積立金の取崩					△4		4
剰 余 金 の 配 当							△480
当 期 純 損 失							3,895
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計					258		△4,633
当 期 末 残 高	8,640	5,080	5	997	472	3,700	△217

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	△96	22,958	285	23,243
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰 余 金 の 配 当		△480		△480
当 期 純 損 失		3,895		3,895
自 己 株 式 の 取 得	△14	△14		△14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△167	△167
当 期 変 動 額 合 計	△14	△4,389	△167	△4,557
当 期 末 残 高	△111	18,568	117	18,686

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製 品 産業機械事業及び工機事業

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

金属素形材事業

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 仕掛品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 貯蔵品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用しております。

これに伴い、営業損失、経常損失、税引前当期純損失は、それぞれ 59百万円増加しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 3～12年

（追加情報）

法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置について、従来、耐用年数を3～15年としておりましたが、当事業年度より3～12年に変更しております。

これに伴い、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ 120百万円増加しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残存保証額）とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業による損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、処理費用見込額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務

(3) ヘッジ方針

外貨建債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益への影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	21,856百万円
2	担保に供している資産及び担保に係る債務	
	(1) 担保に供している資産	
	建物	748百万円
	機械及び装置	964百万円
	土地	714百万円
	計	2,428百万円
	(2) 担保に係る債務	
	長期借入金	4,180百万円
3	保証債務	
	下記の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	
	(株)吉舎鉄工所	84百万円
	(株)ケーブル・ジョイ	70百万円
	計	155百万円
	下記の会社のリース債務に対し、債務保証を行っております。	
	(株)平成興業	15百万円
4	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	関係会社に対する短期金銭債権	3,382百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	1,388百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	401百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6,169百万円
仕入高	2,276百万円
営業取引以外の取引高	474百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	前事業年度末 株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	484	91	—	576
合計	484	91	—	576

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加 91千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	105百万円
投資有価証券	333百万円
投資損失引当金	496百万円
貸倒引当金	269百万円
賞与引当金	76百万円
退職給付引当金	937百万円
関係会社事業損失引当金	121百万円
環境対策引当金	392百万円
税務上の繰越欠損金	754百万円
その他	140百万円
繰延税金資産小計	3,627百万円
評価性引当額	△2,568百万円
繰延税金資産合計	1,059百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△369百万円
固定資産圧縮積立金	△321百万円
その他有価証券評価差額金	△79百万円
繰延税金負債合計	△769百万円
繰延税金資産の純額	289百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	323百万円	69百万円	254百万円
車両運搬具	186百万円	105百万円	81百万円
工具、器具及び備品	230百万円	164百万円	65百万円
計	740百万円	339百万円	401百万円

2 未経過リース料期末残高相当額

1年内	120百万円
1年超	281百万円
計	401百万円

3 支払リース料及び減価償却費相当額

(1) 支払リース料	130百万円
(2) 減価償却費相当額	130百万円

4 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)キタガワ興産	広島県府中市	100	旅行業	(被所有)直接 0.6	兼任 1人	なし	資金の貸付	—	長期貸付金	30

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	K & K プラント(株)	広島県府中市	10	産業用機械の販売	(所有)直接 100.0	兼任 3人 出向 1人	同社から同社製品の製造を受託	産業用機械製品の販売	4,355	売掛金	165
										受取手形	951

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引価格は、同社から提示される価格に基づき、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	KITAKO コーポレーション(株)	広島県府中市	10	工作機械の販売	(所有)直接 100.0	兼任 3人	当社工作機器製品の販売	工作機器製品の販売	27	売掛金	860
										受取手形	135

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引価格は、同社から提示される価格に基づき、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千パーツ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	KITAGAWA (T HAILAND) CO., LTD.	タイ チョンブリ県	1,260,000	鋳物製品の生産販売	(所有)直接 100.0	兼任 6人 出向 1人	同社への資金援助	資金の貸付	310 (純額)	長期貸付金	760

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	(株)ケーブル・ジョイ	広島県 府中市	301	有線テレビ放送	(所有)直接 32.1	兼任 3人	なし	資金の貸付	36 (純額)	長期貸付金	628
								債務保証	70	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 債務保証については、保証料を免除しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千英ポンド)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	KITAGAWA EUROPE LTD.	英国 ソールズベリー市	225	工作機器販売	(所有)直接 50.0	兼任 2人	当社工作機器製品の販売	工作機器製品の販売	825	売掛金	722

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社工作機器製品の販売については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	KITAGAWA-NORTHTECH INC.	米国 イリノイ州 シャンバーグ市	1,250	工作機器販売	(所有)直接 20.0	兼任 1人	当社工作機器製品の販売	工作機器製品の販売	816	売掛金	258

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社工作機器製品の販売については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	194円	79銭
1株当たり当期純損失	40円	58銭

重要な後発事象に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、平成21年2月19日開催の取締役会において、平成21年4月1日を効力発生日として、連結子会社であるK&Kプラント株式会社を吸収合併することを決議し、平成21年4月1日を期日として合併致しました。

1 合併の目的

K&Kプラント株式会社は、当社産業機械事業部のコンクリートプラントの専門販売会社です。事業環境の変化に即応し、業務効率の向上、人的資源の有効活用及び事業の集約を図ることを目的として合併致します。

2 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併決議取締役会 平成21年2月19日

合併契約締結 平成21年2月19日

合併期日（効力発生日）平成21年4月 1日

（注）本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及びK&Kプラント株式会社において、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、K&Kプラント株式会社は解散致します。

(3) 合併に係る割当ての内容

K&Kプラント株式会社は、当社 100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

3 合併した相手会社の名称及び主な事業の内容、規模（平成21年3月31日現在）

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 名称 | K&Kプラント株式会社 |
| (2) 主要事業内容 | コンクリートプラントの販売 |
| (3) 本店所在地 | 広島県府中市元町77番地の1 |
| (4) 資本金 | 10百万円 |
| (5) 純資産 | 470百万円 |
| (6) 総資産 | 1,283百万円 |

4 本合併は、共通支配下の取引の会計処理を行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社 北川鉄工所
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山本 昭 人 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 下西 富 男 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社 北川鉄工所
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山本 昭 人 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 下西 富 男 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年4月1日に連結子会社であるK&Kプラント株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第127条）についても検討いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

株式会社北川鉄工所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 河村 光 二 ㊟

監査役（社外監査役） 武田 康 裕 ㊟

監査役（社外監査役） 内田 雅 敏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、業績及び財務内容等を勘案し、内部留保にも意を用いて以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金2円 総額191,862,222円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「株式等決済合理化法」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 株式等決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文（現行定款第7条）およびこれに伴い無効となった単元未満株券の不発行に関する条文（現行定款第9条第2項）を削除するものであります。
 - ② 株式等決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」が廃止されたため、これに伴い無効となった「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第10条第3項、第16条）
 - ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行なった日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に定める単元未満株式を買増しして単元株式にすることができる制度を導入いたしたく、変更案第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (3) 株式取扱規程において、株主権（請求・届出、少数株主権等）の行使の手続きに関する事項を定めていることを明確にするため、現行定款第11条を変更するものであります。
- (4) 「定時株主総会において権利を行使することができる株主の基準日」をより具体的にするため現行定款第14条を変更するものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰上げ等所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更個所であります。)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 <u>(条文省略)</u></p> <p>(<u>单元株式数及び单元未満株券の不発行</u>) 第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>②当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式数に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>(株式取扱規則)</u> 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u> 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>〈削除〉 〈条文削除〉</p> <p>第7条(現行通り)</p> <p>(单元株式数) 第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 〈削除〉</p> <p><u>(单元未満株式の買増し)</u> 第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>(株式取扱規程)</u> 第11条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p> <p><u>(基準日)</u> 第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社において取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	北川 祐治 (昭和32年) (4月1日生)	<p>昭和58年9月 当社入社</p> <p>平成3年6月 当社取締役</p> <p>平成7年4月 当社常務取締役</p> <p>平成9年4月 当社専務取締役</p> <p>平成11年4月 当社代表取締役専務</p> <p>平成13年4月 当社代表取締役社長、現在に至る</p> <p>(他の法人等の代表状況)</p> <p>平成13年4月 北川冷機株式会社代表取締役社長、現在に至る</p> <p>平成15年2月 KITAGAWA (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役会長、現在に至る</p> <p>平成21年4月 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長、現在に至る</p>	1,107,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
2	北川 宏 (昭和33年) (12月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成5年4月 工機事業部長 平成5年6月 当社取締役工機事業部長 平成9年4月 当社常務取締役工機事業部長 平成11年4月 当社常務取締役産業機械事業部長 平成13年4月 当社代表取締役専務産業機械事業部長 平成14年4月 当社代表取締役専務素形材事業部長 平成15年4月 当社代表取締役専務営業統括 平成18年10月 当社代表取締役専務素形材事業部長 平成21年4月 当社代表取締役副社長執行役員東京営業本部長、現在に至る (他の法人等の代表状況) 平成21年4月 KITAKOコーポレーション株式会社代表取締役社長、現在に至る	39,000株
3	安藤 攻 (昭和18年) (2月21日生)	平成7年6月 株式会社広島銀行事務管理部長 平成8年7月 当社入社、経営管理本部経理部長 平成9年6月 当社取締役経営管理本部副本部長兼経理部長 平成13年4月 当社取締役経営管理本部長兼経理部長 平成15年4月 当社取締役経営管理統括 平成16年4月 当社常務取締役経営管理統括 平成18年10月 当社常務取締役産業機械事業部長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長、現在に至る	21,000株
4	福永 喜久男 (昭和22年) (8月18日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 当社産業機械事業部営業部長 平成10年6月 当社取締役産業機械事業部営業部長 平成14年4月 当社取締役大阪支店長 平成19年1月 当社取締役産業機械事業部C P営業部長 平成19年3月 当社取締役出向K&Kプラント株式会社代表取締役社長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員本社工場長兼調達本部長、現在に至る	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
5	北川 日出夫 (昭和38年) (3月3日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年4月 当社住環境事業部長 平成16年10月 当社工機事業部長 平成17年6月 当社取締役工機事業部長 平成21年4月 当社取締役執行役員東京営業 本部営業推進部長兼海外営業 部長、現在に至る	4,000株
6	佐藤 靖 (昭和31年) (4月17日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年10月 当社総務部長 平成16年10月 当社住環境事業部長 平成17年6月 当社取締役住環境事業部長 平成21年1月 当社取締役立体駐車場事業部 長 平成21年4月 当社取締役執行役員立体駐車 場事業部長、現在に至る	11,000株
7	小川 民益 (昭和23年) (8月29日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年4月 当社建設機械事業部営業部長 平成17年1月 当社東京支店長 平成17年6月 当社取締役東京支店長 平成21年4月 当社取締役執行役員東京営業 本部副本部長、現在に至る	11,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

第99期定時株主総会会場ご案内図

会 場 広島県府中市元町77番地の1
株式会社北川鉄工所本店事務所4階ホール
電話 0847-45-4560(代表)

交通機関 JR(電車) …新幹線福山駅下車、福塩線乗りかえ
府中駅下車 徒歩15分
バス……………中国バス福山・府中線
元町東下車 徒歩5分

